

議員提出第14号議案

選択的夫婦別姓制度の速やかなる導入を求める意見書提出の件

選択的夫婦別姓制度の速やかなる導入を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年10月23日提出

提出者 神戸市会議員

吉田謙治	壬生潤	菅野吉記
堂下豊史	高瀬勝也	徳山敏子
門田まゆみ	宮田公子	細谷典功
坂口有希子	萩原泰三	岩佐けんや
松本のり子	森本真	大かわら鈴子
西ただす	赤田かつのり	味口としゆき
朝倉えつ子	森田たき子	前田あきら
川内清尚	よこはた和幸	伊藤めぐみ
諫山大介	やのこうじ	かじ幸夫
木戸さだかず	あわはら富夫	香川真二
上原みなみ		

理 由

選択的夫婦別姓制度の速やかなる導入を国に要望する必要があるため。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画担当)
内閣官房長官

各宛て

神戸市会議長 坊 恭 寿

選択的夫婦別姓制度の速やかなる導入を求める意見書（案）

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、夫婦同姓を義務付けています。その結果、多くの女性が婚姻に際して改姓し、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりするなど様々な場面で不利益を被っている現実があります。

これらは、「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」などの人権に関わる問題です。夫婦同姓を法的に義務付けているのは世界で日本だけであり、国際連合の女性差別撤廃委員会から日本政府に対し、選択的夫婦別姓を採用する法改正が勧告されています。

旧姓の通称使用を拡大しても、旧姓を使用する本人にとっては、ダブルネームである限り人格的利益の喪失がなかったことになるわけではないことから、氏の変更によって生じた本質的な問題が解決されるわけではありません。また、むしろダブルネームの使用による弊害や課題が多いことは、経済団体が選択的夫婦別姓制度の早期実現を政府に要望した際に指摘しているところです。

この問題を根本的に解決するためには、選択的夫婦別姓制度を導入するほかはありません。選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦が同じ姓を名乗る現在の制度に加えて、希望する夫婦が婚姻後も生来の姓を名乗り続けることができる制度を

認めるものであり、結婚により同じ姓を名乗ることを希望する夫婦の選択を妨げるものではありません。それは同時に、婚姻しようとする夫婦の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、社会に活力をもたらすものです。

よって、国におかれては、夫婦同姓を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。